

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、パシフィックコンサルタンツ株式会社（所在地東京都千代田区）外1社に対して令和4年2月10日付けで行った指名停止措置について、指名停止措置期間の変更を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和4年3月18日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 池田 潤
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 深澤 順麿
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
①パシフィックコンサルタンツ株式会社 ②株式会社ジイケイ設計	①東京都千代田区神田錦町3-22 ②東京都豊島区高田3-37-10

2. 指名停止措置期間： (当初) 令和4年2月10日～令和4年4月9日(2ヵ月)
(変更後) 令和4年2月10日～令和4年5月9日(3ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者①の社員及び②の社員は、富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁」の設計業務委託の契約に関し、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕された。

その後、両社員は、同市が発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の契約に関しても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月14日、公契約関係競売入札妨害の疑いで再逮捕された。

また、上記有資格業者②の元取締役は、令和4年2月14日に書類送検され、令和4年3月8日、両社員とともに公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

5. 措置理由

上記4. については、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第2第8号イに該当することから、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)第3第5項を適用し、指名停止措置期間を変更するものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第3(抜粋)
(指名停止の期間の特例)

5 部局長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。(略)

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内